

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ POPs 規則 PFOA 追加の改正官報公布

2) 内容

- ・ 2020年6月15日、欧州委員会は、POPs規則 (EU)2019/1021の付属書 I を修正し、PFOAとその塩及びPFOA関連物質を付属書 I のパートAに追加する改正官報 (EU)2020/784を公布した。
- ・ 適用日 : 2020年7月4日
- ・ 閾値 (物質、混合物、成形品中において) :
 - PFOAとその塩 : 0.025mg/kg (0.0000025% by weight)
 - PFOA関連物質 : 1mg/kg (0.0001% by weight)
- ・ 主な適用除外
 - ガンマ線照射 (400キログレイ) 又は熱分解で製造された0.0001wt%以下のPTFEマイクロパウダ (2022年7月5日までに再検討)
 - 半導体製造におけるフォトリソグラフィ、エッチングプロセス (2025年7月4日迄)
 - フィルムの写真コーティング (2025年7月4日迄)
 - 作業者を保護する為の撥油及び撥水繊維製品 (2023年7月4日迄)
 - 侵襲性及び埋め込み型医療機器 (2025年7月4日迄)

3) SEAJ コメント

- ・ POPs 規則の PFOA では、REACH 規則の付属書XVII (制限) の時に猶予されていた半導体製造装置、医療機器関係、フォトリソグラフィやエッチングで製造された半導体等の記載が削除されています。
- ・ POPs 規則の PFOA への対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ あり

5) 関連情報

- ・ POPs規則改正官報 ((EU)2020/784) URL
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R0784&from=EN>

6) その他

- ・ なし